

年金記録確認兵庫地方第三者委員会第193回部会（第1部会）議事要旨

- 1 日 時 平成24年6月5日（火）9時30分から12時30分
- 2 場 所 神戸地方合同庁舎 第1会議室
- 3 出席者
（委員）笠井部会長、大川原委員、緒方委員、田原委員
（委員会事務室）溝口次長、河上主任調査員ほか
- 4 議題
 - (1) 部会長あいさつ
 - (2) 申立件数等の報告
 - (3) 申立案件の審議
- 5 会議経過
 - (1) 事務室から、県内年金事務所における当委員会への申立受付状況及び当委員会への転送等の状況を報告。
 - (2) 申立案件を審議（国民年金12件）
 - 1件について、年金記録を訂正する必要があると判断し、あっせん案を決定（申立期間の一部認容）。
 - 5件について、年金記録を訂正する必要がないと決定。
 - 6件の新規案件について、事務室から案件の概要を説明。いずれの案件も、審議において委員から指示のあった調査の今後の進ちよく状況に応じて、継続して審議することを決定。
 - (3) 次回は、平成24年6月19日（火）9時30分から開催することを決定。

（文責 委員会事務室）

※ 本議事要旨は、速報版であり、今後修正の可能性あり。

年金記録確認兵庫地方第三者委員会第193回部会（第2部会）議事要旨

- 1 日 時 平成24年6月5日（火）13時30分から16時30分
- 2 場 所 神戸地方合同庁舎 第1会議室
- 3 出席者
（委員） 出口部会長、中尾委員、平田委員
（委員会事務室） 溝口次長、西調査員ほか
- 4 議題
 - (1) 部会長あいさつ
 - (2) 申立件数等の報告
 - (3) 申立案件の審議
- 5 会議経過
 - (1) 事務室から、県内年金事務所における当委員会への申立受付状況及び当委員会への転送等の状況を報告。
 - (2) 申立案件を審議（国民年金7件）
 - 2件について、年金記録を訂正する必要がないと決定。
 - 5件の新規案件について、事務室から案件の概要を説明。いずれの案件も、審議において委員から指示のあった調査の今後の進ちよく状況に応じて、継続して審議することを決定。
 - (3) 次回は、平成24年6月19日（火）13時30分から開催することを決定。

（文責 委員会事務室）

※ 本議事要旨は、速報版であり、今後修正の可能性あり。

年金記録確認兵庫地方第三者委員会第193回部会（第3部会）議事要旨

- 1 日時 平成24年6月12日（火）9時30分から12時30分
- 2 場所 神戸地方合同庁舎3階 第7共用会議室
- 3 出席者
（委員）小越部会長、橋本委員、宮村委員、田中委員
（委員会事務局）溝口次長、繁畑主任調査員ほか
- 4 議題
 - (1) 部会長あいさつ
 - (2) 申立件数等の報告
 - (3) 申立案件の審議
- 5 会議経過
 - (1) 事務局から、県内年金事務所における当委員会への申立受付状況及び当委員会への転送等の状況を報告。
 - (2) 申立案件を審議（厚生年金4件、国民年金9件）
 - 厚生年金の2件について、年金記録を訂正する必要があると判断し、あっせん案を決定。
 - 厚生年金の2件について、年金記録を訂正する必要がないと決定。
 - 国民年金の2件について、年金記録を訂正する必要がないと決定。
 - 国民年金の7件の新規案件について、事務局から案件の概要を説明。いずれの案件も、審議において委員から指示のあった調査の今後の進ちよく状況に応じて、継続して審議することを決定。
 - (3) 次回は、平成24年6月26日（火）9時30分から開催することを決定。

（文責 委員会事務局）

※ 本議事要旨は、速報版であり、今後修正の可能性あり。

年金記録確認兵庫地方第三者委員会第193回部会（第4部会）議事要旨

- 1 日 時 平成24年6月12日（火）13時30分から16時30分
- 2 場 所 神戸地方合同庁舎3階 第7共用会議室
- 3 出席者
（委員）武田部会長、石原委員、樋口委員
（委員会事務室）溝口次長、阿部専門調査員ほか
- 4 議題
 - (1) 部会長あいさつ
 - (2) 申立件数等の報告
 - (3) 申立案件の審議
- 5 会議経過
 - (1) 事務室から、県内年金事務所における当委員会への申立受付状況及び当委員会への転送等の状況を報告。
 - (2) 申立案件を審議（厚生年金17件）
 - 1件について、年金記録を訂正する必要があると判断し、あっせん案を決定（申立期間の一部認容）。
 - 5件について、年金記録を訂正する必要がないと決定。
 - 11件の新規案件について、事務室から案件の概要を説明。いずれの案件も、審議において委員から指示のあった調査の今後の進ちよく状況に応じて、継続して審議することを決定。
 - (3) 次回は、平成24年6月26日（火）13時30分から開催することを決定。

（文責 委員会事務室）

※ 本議事要旨は、速報版であり、今後修正の可能性あり。

年金記録確認兵庫地方第三者委員会第194回部会（第1部会）議事要旨

- 1 日 時 平成24年6月19日（火）9時30分から12時30分
- 2 場 所 神戸地方合同庁舎 第1会議室
- 3 出席者
（委員）笠井部会長、大川原委員、緒方委員、田原委員
（委員会事務局）溝口次長、河上主任調査員ほか
- 4 議題
 - (1) 部会長あいさつ
 - (2) 申立件数等の報告
 - (3) 申立案件の審議
- 5 会議経過
 - (1) 事務局から、県内年金事務所における当委員会への申立受付状況及び当委員会への転送等の状況を報告。
 - (2) 申立案件を審議（国民年金12件）
 - 6件について、年金記録を訂正する必要がないと決定。
 - 6件の新規案件について、事務局から案件の概要を説明。いずれの案件も、審議において委員から指示のあった調査の今後の進ちよく状況に応じて、継続して審議することを決定。
 - (3) 次回は、平成24年7月3日（火）9時30分から開催することを決定。

（文責 委員会事務局）

※ 本議事要旨は、速報版であり、今後修正の可能性あり。

年金記録確認兵庫地方第三者委員会第194回部会（第2部会）議事要旨

- 1 日 時 平成24年6月19日（火）13時30分から16時30分
- 2 場 所 神戸地方合同庁舎 第1会議室
- 3 出席者
（委員） 出口部会長、中尾委員、平田委員
（委員会事務局） 溝口次長、西調査員ほか
- 4 議題
 - (1) 部会長あいさつ
 - (2) 申立件数等の報告
 - (3) 申立案件の審議
- 5 会議経過
 - (1) 事務局から、県内年金事務所における当委員会への申立受付状況及び当委員会への転送等の状況を報告。
 - (2) 申立案件を審議（国民年金12件）
 - 2件について、年金記録を訂正する必要があると判断し、あっせん案を決定（申立期間の一部認容）。
 - 4件について、年金記録を訂正する必要がないと決定。
 - 6件の新規案件について、事務局から案件の概要を説明。いずれの案件も、審議において委員から指示のあった調査の今後の進ちよく状況に応じて、継続して審議することを決定。
 - (3) 次回は、平成24年7月3日（火）13時30分から開催することを決定。

（文責 委員会事務局）

※ 本議事要旨は、速報版であり、今後修正の可能性あり。

年金記録確認兵庫地方第三者委員会第194回部会（第3部会）議事要旨

- 1 日 時 平成24年6月26日（火）9時30分から12時30分
- 2 場 所 神戸地方合同庁舎3階 第7共用会議室
- 3 出席者
（委員）小越部会長、橋本委員、宮村委員、田中委員
（委員会事務室）溝口次長、繁畑主任調査員ほか
- 4 議題
 - (1) 部会長あいさつ
 - (2) 申立件数等の報告
 - (3) 申立案件の審議
- 5 会議経過
 - (1) 事務室から、県内年金事務所における当委員会への申立受付状況及び当委員会への転送等の状況を報告。
 - (2) 申立案件を審議（厚生年金5件、国民年金8件）
 - 国民年金の1件について、年金記録を訂正する必要があると判断し、あっせん案を決定。
 - 国民年金の6件について、年金記録を訂正する必要がないと決定。
 - 厚生年金の5件及び国民年金の1件の新規案件について、事務室から案件の概要を説明。いずれの案件も、審議において委員から指示のあった調査の今後の進ちょく状況に応じて、継続して審議することを決定。
 - (3) 次回は、平成24年7月10日（火）9時30分から開催することを決定。

（文責 委員会事務室）

※ 本議事要旨は、速報版であり、今後修正の可能性あり。

年金記録確認兵庫地方第三者委員会第194回部会（第4部会）議事要旨

- 1 日 時 平成24年6月26日（火）13時30分から16時30分
- 2 場 所 神戸地方合同庁舎3階 第7共用会議室
- 3 出席者
（委員）武田部会長、石原委員、樋口委員
（委員会事務局）溝口次長、阿部専門調査員ほか
- 4 議題
 - (1) 部会長あいさつ
 - (2) 申立件数等の報告
 - (3) 申立案件の審議
- 5 会議経過
 - (1) 事務局から、県内年金事務所における当委員会への申立受付状況及び当委員会への転送等の状況を報告。
 - (2) 申立案件を審議（厚生年金19件）
 - 8件について、年金記録を訂正する必要があると判断し、あっせん案を決定（申立期間の一部認容を含む。）。
 - 3件について、年金記録を訂正する必要がないと決定。
 - 8件の新規案件について、事務局から案件の概要を説明。いずれの案件も、審議において委員から指示のあった調査の今後の進ちよく状況に応じて、継続して審議することを決定。
 - (3) 次回は、平成24年7月10日（火）13時30分から開催することを決定。

（文責 委員会事務局）

※ 本議事要旨は、速報版であり、今後修正の可能性あり。